第1 計算明細書等の記載例

(事例1) 平成20年において高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分を居住の用に供した場合で、住宅借入金等特別控除に代えて、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けるとき

【記載例1-1】高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等に ついて控除を受けるとき

控除額

次の算式により計算する (措法 41 の3の2①)。この場合、住宅の増改築等に係る借入金等を「増改築等住宅借入金等」といい、増改築等住宅借入金等の金額のうち高齢者等居住改修工事等及び特定断熱改修工事等に要した費用の額に相当する部分の金額を「特定増改築等住宅借入金等」という。

※ 特定断熱改修工事等については、平成20年4月1日以後に居住の用に供した場合に限る。

= 特定増改築等住宅借入金等特別控除額 [100円未満の端数切捨て](最高 12万円)

設例

居住開始年月日

増改築等の費用の額/うち居住用

特定の増改築等に関する事項

高齢者等居住改修工事等の費用の額

交付等を受ける補助金等の合計額

控除を受ける者の年齢

住宅借入金等に関する事項

年末残高(当初借入金額)

※ 共有者なし

平成 20 年 11 月 20 日

5,000,000 円/5,000,000 円

3,000,000円

500,000 円

55歳

4,900,000 円 (5,000,000 円)

〔控除額計算明細書〕

2 新築又は購入した家	屋等に	係る事項	3 増改築等をした部分に	に係る事項				
	家屋	に関する事項	土地等に関する事項	居住開始年月日子	平成 2 0 1 1 2 0			
居住開始年月日	平成		〔平成 . 〕〕〕	増改築等の費用の額(リ)	500000			
取得対価の額回			(3)	うち居住用部分の金額(又)	5000000			
総 (床) 面積 ※小数点以下第2位まで書きます。				m' Committee Com	えるときに、増改築等に係る住			
うち居住用部分の(床)面積			(b)	¹¹ 宅借入金等特別控除の適用	を受けることができます。			
4 家屋や土地等の取得	対価の	額	-					
	Q.	A) 家 屋	B 土 地 等	© 合 計	即 增 改 築 等			
あ な た の 共 有 持 分 ※共有の場合のみ書いてください。	1							
あなたの持分に係る		又は (@×Aの①)	※又は(※×Bの①)	(Aの②+Bの②) 又は(Bの②+①の②)	⑨又は(⑪×⑩の①)			
取得対価の額等	2				5000000			
5 居住用部分の家屋又	は土地	等に係る住宅借入金	金等の年末残高					
		E 住宅のみ	⑤ 土 地 等 の み	⑥住宅及び土地等	田 増 改 築 等			
新築、購入及び増改築等に係る 住 宅借 入 金 等 の 年 末 残 高	3				4900000			
連帯債務に係るあなたの負担割合 ((付表)の④の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	4				10000			
住宅借入金等の年末残高 ((付表)の優の金額) ※連帯債務がない場合には、③の金額を書きます。	(5)				4900000			
②と⑤のいずれか少ない方の金額	6				4900000			
居 住 用 割 合 ※小数点以下第1位まで書きます。	7)÷⊗	⑤÷⑥		9÷0 100.0			
居住用部分に係る住宅借入全等の年末残高 (⑥ × ⑦)	8				4900000			
住宅借入金等の年末残高の合計額 (图の⑧+野の⑧+母の⑧+母の⑧) ※ ⑤欄の金額を(付表)の控用の裏面の【計算欄】の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」に転記します。								
(注)⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きます。								
②欄の金額 (円) - 特例の適用を受けた金額 (円) = (円)								
6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。								
高齢者等居住改修工事等				🗓 交付等を受ける補助金等の合計額	② (10) — (1) (30万円を超える場合に限ります。)			
金等特別控除の適用を受 親族の方について該当す			300000	500000	2500000			
1 年齢が50歳以上(同居			・ ☑ 断熱改修工事等の費用の額 (30万円を超える場合に限ります。)	④ 特定断熱改修工事等の費用の額 (30万円を超える場合に限ります。)	⑤ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (②+④)			
 2 障害者(1に該当する) 3 要介護認定又は要支 		(きます。) ···············・ を受けている		(88) 1122 2 3 3 1 1 2 3 7 7 7	2500000			
		除きます。)	・□ 動 あななの技分に係る静実の!	特定增改築等住宅借入金				
同居親族の方が該当する場			す。	等の年末残高(⑨と⑯の 17)				
氏名() 続柄()	200000	(最高200万円))	2000000			
※ ②の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。※ ③又は④の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。								
7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額((付表)の控用の裏面の【計算欄】の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。) 次のいずれか該当する番号を「番号」欄に書きます。								
1 住宅借入金等特別控除の適用を受ける方(2から5のいずれかを選択する方を除きます。)								
2 平成19年中又は平成20年中に居住の用に供し、「住宅借入金等特別控除の控除額の特例」を選択した方								
3 平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供し、「高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」を選択した方 4 平成20年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供し、「断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」を選択した方								
	「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法 を選択した方 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法 を選択した方							
(特定増改築等)住宅借力 ※ (付表)の控用の裏面の【記	人金等特	特別控除額 (100円未満の	0端数切捨て)	(18)	69000			

(注) 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」及びその頭部に 倒(例: 倒平成 20 年 11 月 20 日居住開始) を記載する。

[(付表)の控用の裏面]

【計算欄】(次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。)

住宅借入金等の年末残高の合計額 (「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「5 居住用部分の家屋又は土地等 に係る住宅借入金等の年末残高」の⑨欄の金額を転記します。)						円 4,900,000
居住の用に供した日等 第式等					_	®(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
		平成20年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	(最高20万円) 円 0 0
	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合 1 (2から5の いずれかを合 沢する場合 除きます。)	平成19年中に居住の用に供した場合	(9)×	0.01	=	(最高25万円) 円 0 0
1		平成18年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	(最高30万円) 円 0 0
1		平成17年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	(最高40万円) 円 0 0
		平成13年7月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	(最高50万円) 円 0 0
		平成11年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	(9)×	0.0075	=	(最高37万5千円) 円 00
2	住宅借入金等 特別控除の控	平成20年中に居住の用に供した場合	9×	0.006	=	(最高12万円) 円 0 0
	除額の特例を 選択した場合	平成19年中に居住の用に供した場合	(9)×	0.006	=	(最高15万円) 円 0 0
3	高齢者等事等居住 係る特定 等年 等 等 生 発 力 た た た た た た た た た た た た た た た た た た	平成19年4月1日から平成20年12月31日まで ⑨欄の金額(最高1,000万円) (a)(⑰欄の金額(2,000,000)×0.)	(最高12万円) 円 6 9,0 00		
4	断等増化 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	平成20年4月1日から同年12月31日まで(⑨欄の金額(最高1,000万円) ······)	(最高12万円) 円 0 0		
大震3 者の3 取得4	阪神・淡路 大震災の被災	⑨が1,000万円以下のとき	9×	0.02	=	円 00
	者の家屋の再 取得等の場合	⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下の とき	9×0	.01+10万円	=	円 00
	の計算方法を 選択した場合	⑨が2,000万円を超えるとき	⑨×0	.005+20万円	=	(最高35万円) 円 0 0

[※] ⑤欄の金額を「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別 控除額」の⑥欄に転記します。